

目標1 災害に伴う死者数を最大限減少させる。(関連死を除く)

1-1 地震に伴う住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の直接死や負傷者の発生

①行政機能/消防/防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・エネルギー	⑤情報通信・交通・物流	⑥農林水産
⑦国土保全	⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発
＜脆弱性の分析＞			＜リスクへの対応方策＞		
○ 住宅・民間建築物等の耐震化					
【施策分野 ②】					
<ul style="list-style-type: none"> 阪神・淡路大震災では、住宅・建築物の倒壊による大きな被害が見られ、死者数の約9割が家屋・家具等による圧死が占めた。特に昭和56年（1981年）以前に建築された旧耐震基準の住宅・建築物に大きな被害が発生した。 つくば市内の住宅の耐震化率は88%（平成30年（2018年））、民間特定建築物の耐震化率は86%（令和2年（2020年））にとどまり、低い耐震化率となっている。耐震性を満たしていない住宅・建築物は、大規模地震の際に倒壊する可能性が高く、市域での多数の直接死や負傷者の発生に繋がるおそれがある。 			<ul style="list-style-type: none"> 耐震化率を向上させるためには、耐震改修の普及啓発、相談体制の整備や情報提供の充実を図ることが重要である。過去に起きた大規模地震の教訓を踏まえ、市民自らが地震に対する意識を高め、建築物の耐震化に取り組めるよう、市民と行政が協力し一体となり、建築物の耐震化率の向上を目指し、地震に強いまちづくりの実現を図る。 住宅の所有者等が耐震診断・改修等を行いやすくするための環境整備や助成制度の整備に努める。 		
【所管課】建築指導課					
○ 公共建築物の耐震化					
【施策分野 ①】			【第2期つくば市戦略プラン基本施策 II-4】		
<ul style="list-style-type: none"> 公共建築物の倒壊や天井脱落が発生した場合は、利用者が被災するおそれがあり、また、災害発生後の応急復旧活動や、避難所の提供等の被災者支援活動、復旧復興に向けた住民サービスの提供などに支障をきたすおそれがある。 市営住宅は令和2年（2020年）3月31日時点で20団地あり、すべての住宅が耐震性を有している。しかし、建設年度が同時期のものが多く、今後、これらの大量のストックが一斉に更新時期を迎えることになり、財政的に厳しくなるおそれがある。更新が行えない場合は老朽化が進み、災害時には倒壊の可能性が高くなり、居住者の安全を確保できなくなるおそれがある。 			<ul style="list-style-type: none"> 市の耐震改修促進計画において、優先的に耐震化すべき施設として、災害時に防災上重要な機能を果たす公共建築物を位置付け、耐震化や天井の脱落対策を推進する。 学校施設については、主要な避難所等にも利用されることから、耐震化を優先して進める。 屋根や外壁の劣化状況等を定期的に点検し、必要に応じ計画的な修繕を実施することで、住宅の耐震性能の維持を図る。 		
【所管課】スタートアップ推進室、建築指導課、管財課、スポーツ施設整備室、文化芸術課、障害福祉課、高齢福祉課、健康増進課、こども育成課、こども政策課、幼児保育課、観光推進課、公園・施設課、環境衛生課、サステナスクエア管理課、上下水道総務課、健康教育課、学び推進課、総合教育研究所、文化財課、中央図書館、消防総務課、教育施設課、住宅政策課					

<脆弱性の分析>	<リスクへの対応方策>
○ 下水道施設の改築更新	
【施策分野 ②、⑪】	
<ul style="list-style-type: none"> ● 筑波研究学園都市建設法に定められた区域の下水道施設については、昭和51年（1976年）7月に一部が供用開始された後、昭和55年（1980年）8月までに全地区が供用開始された。上記以外の地区の整備は、合併前の町村により異なるが、概ね昭和50年（1975年）頃から進められ、昭和55年（1980年）11月以降、順次供用開始された。このように、市内の下水道は供用開始からすでに40年以上を経ており、徐々に老朽化が進展している状況にある。 ● 下水道施設の改築更新が不十分な場合、災害の際に老朽化した下水道施設が損壊する可能性が高く、市民の生活や救助活動等に影響を及ぼすおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「ストックマネジメント計画」に基づき、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行ったうえで、施設の点検・調査、修繕・改築を実施、施設全体を対象として施設管理を最適化する。
【所管課】下水道課	
○ 空家等の対策	
【施策分野 ②】	
<ul style="list-style-type: none"> ● 管理不全な状態にある老朽化した空き家は、災害時に崩壊する可能性が高く、倒壊により通行人が被災するおそれがある。また、道路閉塞により緊急車両が通れず、救助の遅れや火災延焼に繋がるおそれがある。 	【第2期つくば市戦略プラン基本施策 I-2】
<ul style="list-style-type: none"> ● 管理不全な空家等の解消に向け、迅速且つ柔軟な対応を行えるよう、平成28年度（2016年度）実施の空家等実態調査により把握した空家等及び市民等から相談・情報提供のあった空家等について、情報を整理し、適宜更新を行う。また、空き家対策総合支援事業や空き家再生等推進事業などの国庫補助を活用し事業を推進する。 	
【所管課】住宅政策課	
○ 家具類等の転倒防止対策	
【施策分野 ②】	
<ul style="list-style-type: none"> ● 地震でけがをする原因の約3割～5割が、家具類の転倒・落下・移動によるとされているが、市民による自宅の家具等の転倒防止を実施している人の割合は約4割にとどまっている。自宅の耐震化や家具類の転倒防止の安全対策が不十分である場合、地震による死傷者が増えるおそれがある。 	【第2期つくば市戦略プラン基本施策 II-3】
<ul style="list-style-type: none"> ● 地震への備え（備蓄や家具の転倒防止、災害情報の収集など）の重要性を出前講座や防災イベント等で伝える。 	
【所管課】危機管理課	
○ ブロック塀等の倒壊防止対策	
【施策分野 ②】	
<ul style="list-style-type: none"> ● 平成28年（2016年）熊本地震、平成30年（2018年）大阪北部地震では多くのブロック塀が倒壊し、死傷者も発生した。また、地震によるブロック塀の倒壊は、人的被害を及ぼすおそれがあるばかりではなく、被災後の避難、救助活動の支障となるおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 危険なブロック塀の倒壊防止の必要性を市民や施工業者等にパンフレットの配布等により周知し、改修等を誘導する。 ● ブロック塀等の所有者が改修等を行いやすくするための助成制度を整備している。
【所管課】建築指導課	

＜脆弱性の分析＞	＜リスクへの対応方策＞
○ 非常用電源の確保【再掲】	
【施策分野 ①、④】	
<ul style="list-style-type: none"> 平成30年（2018年）北海道胆振東部地震により、北海道全域に及び大規模停電が発生した。ブラックアウトから概ね全域に供給できるまで45時間程度を要した。 市の公共施設における非常用電源整備数は5件のみで、総人口と比較すると整備件数が少ない。非常用電源の確保が不十分なため、応急活動・断水・情報伝達に大きな支障をきたし、死傷者の増加に影響する可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 災害時における市民生活を維持できるようにするため、公共施設において停電時にも必要最低限の機能維持を目指す。
【所管課】スタートアップ推進室、管財課、スポーツ施設整備室、文化芸術課、障害福祉課、高齢福祉課、健康増進課、こども育成課、こども政策課、幼児保育課、観光推進課、公園・施設課、環境衛生課、サステナスクエア管理課、上下水道総務課、健康教育課、学び推進課、総合教育研究所、文化財課、中央図書館、消防総務課、教育施設課	

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる。

6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

①行政機能/消防/防災教育等	②住宅・都市・住環境	③保健医療・福祉	④産業・エネルギー	⑤情報通信・交通・物流	⑥農林水産
⑦国土保全	⑧リスクコミュニケーション	⑨人材育成	⑩官民連携	⑪老朽化対策	⑫研究開発
＜脆弱性の分析＞			＜リスクへの対応方策＞		
○ 上水道施設等の整備【再掲】					
【施策分野 ②、⑪】					
<ul style="list-style-type: none"> 東日本大震災時は、県企業局の送水停止により市内全域にわたり、最長で約1週間の断水となった。平成24年（2012年）の北条地区竜巻による停電の際は山口地区一部が断水となった。 上水道施設等に被害が生じた場合は断水が生じ、市民生活や公衆衛生等に影響を及ぼす。 			<ul style="list-style-type: none"> 上水道の送配水施設、浄水施設、取水・導水施設等における施設更新計画を立て、耐震化の推進や設備の増強を計画的に進めるとともに、日常の保守点検、維持管理等を確実に行う。配水池等、市街地内の重要施設で耐震性に問題があるものについては、二次災害防止の観点からも補強または更新を図る。 利用者の理解と協力を求め、給水装置や受水槽の耐震化を指導する。特に、避難所となる施設や病院等の防災上重要な施設については優先的に耐震化を促す。 被災した上水道施設の復旧マニュアルを作成し、上水道施設の応急復旧用資機材の整備・備蓄を推進するとともに、各水道事業者間の連携を強化する。緊急用水の確保や配水池容量の拡大、浄水施設や配水池への緊急遮断弁の設置など、緊急時の給水能力確保に向けた体制、施設の整備を図る。 		
【所管課】水道工務課、水道業務課					

別紙1：個別施策の指標

1 行政機能/消防/防災教育等

公共建築物の耐震化

指標の名称	指標（現状）	指標（目標）	担当課	根拠
学校・幼稚園の耐震化率	98% (R1年)	100% (R8年)	教育施設課	市有特定建築物等耐震化状況の総括表
社会福祉施設の耐震化率	77% (R1年)	100% (R8年)	高齢福祉課 障害福祉課 こども育成課 幼児保育課	市有特定建築物等耐震化状況の総括表
庁舎・消防署保健センターの耐震化率	100% (R1年)	現状維持 (R8年)	管財課 健康増進課 消防総務課 水道総務課	市有特定建築物等耐震化状況の総括表
市営住宅の耐震化率	100% (R1年)	現状維持 (R8年)	住宅政策課	第2期つくば市戦略プラン事業実施計画書（Ⅱ-4-①）
その他の施設（集会場・体育館・交流センター・ごみ処理施設・汚物処理施設・火葬場・上水施設）の耐震化率	81% (R1年)	100% (R8年)	管財課 サステナスクエア管理課 水道工務課 スポーツ施設整備室 文化芸術課 総合教育研究所 中央図書館 環境衛生課 健康増進課 教育施設課 文化財課	市有特定建築物等耐震化状況の総括表

<主な取組や事業>

- ・（仮称）みどりの学校プール建設事業【スポーツ施設整備室】
- ・陸上競技場整備事業【スポーツ施設整備室】
- ・地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金【高齢福祉課】
- ・学校施設非構造部材耐震改修事業【教育施設課】
- ・学校施設大規模改造事業【教育施設課】
- ・学校施設空調設備設置事業【教育施設課】
- ・学校施設長寿命化改修事業【教育施設課】
- ・公営住宅等ストック総合改善事業【住宅政策課】
- ・市営住宅長寿命化計画策定事業【住宅政策課】

※根拠が他の計画の場合、各計画の指標の見直しに伴い、当計画の指標についても見直しを行う。

総括表・耐震状況リスト

①総括表

令和5年11月30日現在

(単位：棟)

用途分類 *4	特定建築物等 *1							指定避難所 *2							その他 *3							総合計					
	新耐震 ②	旧耐震				合計 ④ (A)	耐震化率 ① *5		新耐震 ②'	旧耐震				合計 ④' (B)	耐震化率 ①' *5	新耐震 ②''	旧耐震				合計 ④'' (C)	耐震化率 ①'' *5	(A) + (B) + (C)	耐震化率 *5			
		耐震性有 ③	耐震性無	未診断	合計		今回	当初 H21.3.31		耐震性有 ③'	耐震性無	未診断	合計				今回	耐震性有 ③''	耐震性無	未診断				合計	今回	今回	当初 H21.3.31
学校・幼稚園	33	37	0	0	37	70	100%	35%	24	30	1	0	31	55	99%	7	6	1	0	7	14	93%	139	99%	38%		
社会福祉施設	3	3	0	0	3	6	100%	50%	0	0	0	0	0	0	-	21	5	10	0	15	36	73%	42	77%	52%		
庁舎・消防署 保健センター	5	0	0	0	0	5	100%	28%	0	0	0	0	0	0	-	9	2	0	0	2	11	100%	16	100%	57%		
市営住宅	10	7	0	0	7	17	100%	100%	0	0	0	0	0	0	-	0	0	0	0	0	0	-	17	100%	100%		
その他の施設	11	5	0	0	5	16	100%	80%	18	13	9	0	22	40	78%	7	3	2	3	8	15	67%	71	81%	64%		
総合計	62	52	0	0	52	114	100%	51%	42	43	10	0	53	95	90%	44	16	13	3	32	76	79%	285	91%	50%		

*1: 多数の者が利用する一定規模以上の建築物(小学校・中学校等は2階かつ1000㎡以上、幼稚園及び保育所は2階かつ500㎡以上、小学校・中学校等以外の学校・庁舎・市営住宅は3階かつ1000㎡以上)

*2: つくば市地域防災計画(平成31年1月改定)で位置づけられた指定避難所 *1を除く

*3: つくば市地域防災計画(平成31年1月改定)で位置づけられた災害時の活動拠点予定施設(改定前の計画における災害時の活動拠点及び避難所を含む) *1、*2を除く

*4: 学校・幼稚園(学校・学校の体育館・幼稚園)/社会福祉施設(保育所・児童館・福祉センター)/庁舎・消防署・保健センター(市庁舎・消防署・保健センター)/市営住宅(市営住宅)/その他の施設(集会場・体育館・交流センター・ごみ処理施設・汚物処理施設・火葬場・上水施設)

*5: 耐震化率①=(新耐震②+耐震性有③)/合計④

出典：つくば市HP「市が所有する施設の耐震状況」掲載資料

(<https://www.city.tsukuba.lg.jp/material/files/group/124/soukatsuhyou.pdf>)

協同労働(労働者協同組合)について学ぶセミナー

地域づくりを仕事にしよう

参加無料



各会場参加者
先着20名まで

「自分が住んでいる地域をもっとよくしたい!」「困っている人たちを助けたい!」という思いを仕事にしてみませんか?

労働者協同組合とは、働く人が出資して組合員となり、組合員一人ひとりの意見を反映させながら運営し、共に働く新しい組織です。組合員が出資・運営・労働を担い合う働き方を「協同労働」といい、多様な働き方により持続可能で活力ある地域づくりを目指します。今年、次のセミナーを開催しますので、ぜひお申込みください。

【労働者協同組合の概要】

11/7 火 基礎編

A1 10:00~12:00 市役所会議室
A2 13:30~15:30 またはオンライン(Zoom)

【身近に感じてもらう協同労働】

11/16 木 実践紹介編

B1 10:00~12:00 島名交流センター
B2 13:30~15:30 またはオンライン(Zoom)

【実際に見てみよう協同労働】

12/3 日 事業所見学会/講座・交流会/相談会

D1 10:00~13:00 デイサービス
みんなのおうち ゆう(取手市)

【課題解決に向けて】

12/14 木 実践編

C1 10:00~12:00 島名交流センター
C2 13:30~15:30 またはオンライン(Zoom)

【医師中村哲氏の 映画から学ぶ協同労働】

12/21 木 講座/相談会

D2 13:30~15:30 島名交流センター
またはオンライン(Zoom)

申し込み



開催日の前日17:00
までにQRコードから
お申込みください。

お問い合わせ 労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団
受付時間: 平日9:00~17:00 ☎ 070(1260)1088

詳細については裏面をご覧ください。

内容

【講座、ワークショップ】

11/7(火) 労働者協同組合の概要

◎A1 A2 【基礎編】労働者協同組合の基礎知識について講座を開催し、茨城県や千葉県の協同労働の事業所の取組みを紹介します。

11/16(木) 身近に感じてもらう協同労働

◎B1 B2 【実践紹介編】協同労働のドキュメンタリー映画を視聴し、その後、質疑応答を行います。

12/14(木) 課題解決に向けて

◎C1 C2 【実践編】C1では地域で活動している団体の感じる課題について、C2では地域の皆様が必要としている取組みについて、グループごとに、ワークショップ形式で話し合います。

【事業所見学、講座・交流会、相談会】

12/3(日) 実際に見てみよう協同労働

D1 事業所を見学し、働いている方と交流します。その後、相談会も開催します。現地集合・解散となります。(デイサービス みんなのおうち ゆう 取手市)

【講座、相談会】

12/21(木) 中村哲氏の映画から学ぶ協同労働

D2 「医師 中村哲の仕事・働くということ」を映画視聴し、協同労働について学びます。その後、質疑応答と相談会を開催します。

*すべての講座は、ひとつからでも参加できます。

2024年1月から3月にかけて同様のセミナーを開催予定です。

労働者協同組合についての相談を随時受け付けています。

労働者協同組合の立ち上げの方法など、お気軽にお問い合わせください。

平日 9:00~17:00

☎ 070-1260-1088



主催/つくば市市民部市民協働課

事業受託者/労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団

出典：協同労働（労働者共同組合）について学ぶセミナーチラシ前期



死亡届を提出してからの主な手続

お問合せ：029-883-1111(代表)

※手続についてのお問合せは、担当課をお願いいたします。

▼亡くなられた方の住所がつくば市にあった場合のご案内です。

▼つくば市では、ご遺族様の手続の負担を軽減するため、主な手続をまとめて受け付ける「**おくやみ窓口**」を設置しております。詳細につきましては、裏面をご覧ください。

「手続きナビ」をご利用ください

つくば市では、スマホで簡単な質問に答えるだけで必要な手続が確認できる「手続きナビ」をご用意しております。ぜひご利用ください。

つくば市手続きナビURL <https://tsukubai-city.supportnavi.jp>

				手続ができる場所		
				担当課	おくやみ 窓口	窓口 センター
亡くなった方は世帯主でしたか	<input type="checkbox"/>	世帯主が亡くなったあと、同じ世帯に15歳以上の方が2名以上残る場合は、死亡日から14日以内に世帯主変更届が必要です。 手続に必要なもの：本人確認書類（別世帯の方が手続する場合、委任状も必要です）		市民窓口課 ⑩～⑫番窓口	○	○
どの健康保険証をお使いでしたか	<input type="checkbox"/>	社会保険 共済保険など	市役所での手続は不要です。 関連の手続は加入する保険組合にお問合せください。	お勤め先など		
	<input type="checkbox"/>	国民健康保険	葬祭を行った方に葬祭費が支給されますので手続をしてください。	国民健康保険課 ⑦番窓口	○	○
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度	葬祭を行った方に葬祭費が支給されますので手続をしてください。			
		高額療養費給付の受領を行うために、給付受領申請書を提出してください。	法定相続人代表者の方が申請者となります。 口座番号がわかるものをお持ちください。	医療年金課 ⑤番窓口(後期)	○	○
年金はどちらにご加入でしたか	<input type="checkbox"/>	国民年金	状況により手続が異なりますので、まずはお問合せください。 例：未支給年金の請求・死亡一時金・遺族基礎年金等 ※20歳未満で年金をもらっていた方も、お問合せください。	医療年金課 ⑥番窓口(年金)	○	○
	<input type="checkbox"/>	厚生年金	年金事務所(土浦年金事務所：029-825-1170)にお問合せください。	年金事務所		
次のものをお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>	印鑑登録証		市民窓口課 ⑫番窓口	○	○
お持ちでしたら窓口 に返還してください	<input type="checkbox"/>	国民健康保険証（世帯主が亡くなった場合は世帯全員分） 限度額認定証（世帯主や所得区分の変更が伴う場合は世帯全員分）		国民健康保険課 ⑦番窓口	○	○
	<input type="checkbox"/>	マル福受給者証		医療年金課 ④番窓口	○	○
	<input type="checkbox"/>	介護保険被保険者証、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証		介護保険課 ⑤番窓口	○	○
	<input type="checkbox"/>	緊急通報システム装置（固定型端末の場合は、本体機器とペンダント型送信機の両方をご返却ください。） （携帯型端末の場合は、本体機器と充電器一式の両方をご返却ください。）		高齢福祉課 ⑫番窓口	○	○
	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、福祉サービス受給者証、地域生活支援サービス受給者証		障害福祉課 2階④番窓口	○	○
次の手当は受給していませんか	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当 経過的福祉手当 特別児童扶養手当 障害児福祉手当 在宅障害児福祉手当 難病患者福祉金	○		○	
亡くなった方に 児童がいる	<input type="checkbox"/>	マル福(医療福祉費支給制度) (高校生以下の児童(一定以上の障害の場合は20歳未満))	マル福の手続が必要な場合があります。 詳しくはお問合せください。	医療年金課 ④番窓口	○	○
	または	<input type="checkbox"/>	児童手当(中学生以下の児童)	子ども政策課 ③番窓口	○	○
児童が亡くなった	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当 (高校生以下の児童(一定以上の障害の場合は20歳未満)) ひとり親家庭等児童福祉金(中学生以下の児童)	○		○	
保育所に入所していませんか	<input type="checkbox"/>	保育所に入所していた児童またはその保護者が亡くなった場合、届出が必要な場合があります。		幼児保育課 ①番窓口	○	○
児童クラブを利用していませんか	<input type="checkbox"/>	公営児童クラブを利用している児童またはその保護者がなくなった場合、届出が必要な場合があります。		子ども育成課 ②番窓口	○	○
土地・家屋等の 固定資産を お持ちでしたか	<input type="checkbox"/>	固定資産税の相続人代表者の指定届出が必要です。相続人の方へ3から6か月後に届出書の提出依頼を書面で送付いたします。		資産税課 2階④番窓口		
	<input type="checkbox"/>	不動産の所有権移転登記申請が必要です。詳しくは法務局(水戸地方務局つくば出張所：029-851-8186)へお問合せください。		法務局		
バイクや軽自動車をお持ちでしたか	<input type="checkbox"/>	原付・小型特殊自動車 (農耕作業用含む)	廃車・名義変更手続が必要です。標識交付証明書をお持ちください。 ※廃車の場合はナンバープレート、相続人以外に名義変更する場合は譲渡証明書をお持ちください。	市民税課 2階③番窓口	○	○
	<input type="checkbox"/>	排気量が125cc以上の 二輪軽自動車	茨城県運輸支局土浦自動車検査登録事務所(050-5540-2018)へお問合せください。	茨城県運輸支局		
	<input type="checkbox"/>	四輪の軽自動車	軽自動車検査協会茨城事務所土浦支所(050-3816-3106)へお問合せください。	軽自動車検査協会		
犬を飼っていましたか	<input type="checkbox"/>	犬の登録事項変更手続が必要です。状況により手続き方法が異なりますのでお問合せください。		環境保全課 4階	○	○
農業者年金受給者(加入者)でしたか	<input type="checkbox"/>	農業者年金受給者(加入者)がなくなった場合には届出が必要です。亡くなった方の戸籍の全部事項証明、亡くなった方と請求者の関係がわかる証明をお持ちください。		農業委員会事務局 コミュニティ棟3階	○	○
農地の相続がありましたか	<input type="checkbox"/>	相続等で農地を取得した場合には届出が必要です。詳しくはお問合せください。		○	※	
農地中間管理事業の利用者でしたか	<input type="checkbox"/>	農地中間管理事業の利用者の場合は名義変更の届出が必要です。詳しくはお問合せください。		農業政策課 コミュニティ棟3階	○	※
森林所有者でしたか	<input type="checkbox"/>	森林を所有している方が亡くなった場合、所有者変更の届出が必要です。相続完了後に全部事項証明書(土地の登記簿謄本)をお持ちください。		鳥獣対策・森林保全室 コミュニティ棟3階	○	※